

2008年9月18日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 様

武豊町長 粕 山 芳 輝

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情  
に関する回答について

【陳情事項】

憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答（福祉課）

介護・福祉サービスにつきましては、介護保険法および福祉関係法に準じて施行していきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

回答（福祉課）

本町におきましては、平成20年4月より新たに特別養護老人ホームがオープンしましたので、例年以上に介護給付費の支出が増える見込みです。また、厚生労働省は介護報酬の引き上げを検討しております、介護報酬が上がれば介護給付費が増えますので、保険料の引き上げが必要になるかもしれません。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答（福祉課）

保険料につきましては、現行のとおりの減免制度で実施していきます。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答（福祉課）

介護保険法で、高額介護サービスと特定入所者介護サービスで、低所得世帯に対処しておりますし、町単独で、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施しております。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

回答（福祉課）

介護保険法に従って実施します。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービ

スが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

**回答（福祉課）**

平成20年4月に町内に新たな特別養護老人ホームがオープンしました。しかし、施設介護サービス給付費が増えますので、介護保険料の引き上げを検討しなければなりません。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

**回答（福祉課）**

厚生労働省は、介護報酬の引き上げを検討しております。そのため、介護保険料の引き上げを検討しなければなりません。

また、町単独での財政的な支援はしません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

**回答（福祉課）**

配食サービスにつきましては、現行のとおりに実施していきます。なお、料金の引き上げは今のところない見込みです。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

**回答（福祉課）**

町で巡回バスの実施について、検討しております。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

**回答（福祉課）**

介護予防の観点から、憩いのサロン事業を展開しております。現在5地区で実施しており、今後も増やしていく計画です。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

**回答（福祉課）**

現行制度で実施していきます。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

**回答（福祉課）**

現行どおり、申し出があった場合に発行させていただきます。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

**回答（住民課）**

ひとり暮らし非課税者は対象としています。  
また、70歳からの高齢者については、現行制度で実施してまいります。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答（住民課）

高齢者医療確保法第54条第4項の規定に基づき広域連合が行うものと理解しています。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答（住民課）

現行制度で実施してまいります。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

回答（住民課）

後期高齢者につきましては、広域連合が行うものと理解しています。

### 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（住民課）

現行制度で実施してまいります。

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答（健康課）

平成20年度から県内の医療機関において無料で受診できる妊娠婦健康検査受診票を14枚、産婦健康検査受診票を1枚交付しています。また、里帰り出産などで県外へ行かれる妊娠婦への対応として償還払い制度を実施しています。

### 4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答（税務課）

国民健康保険事業を運営していくためには、どれだけの税が必要かということが重要課題の一つです。団塊の世代の退職等もあり、加入世帯も年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も非常に厳しい現状があります。

それら等を踏まえ、加入世帯には最低限の負担はしていただくという考え方で賦課をしています。また、一般会計からの繰り入れも毎年最大限の繰り入れを行っていますので、現行での施策をご理解ください。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答（税務課）

現在のところ考えていません。現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答（税務課）

現在のところ考えていません。現行制度を継続します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答（税務課）

現行の減免制度を継続します。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

回答（住民課）

国民健康保険法第9条の規定に基づき実施してまいります。

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答（収納課）

生活実態を無視した制裁行政は行っていません。

③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。

回答（税務課）

法令による対応を遵守しますが、本人からのご要望があれば対応いたします。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

回答（住民課）

武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準を設けて実施しています。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

回答（福祉課）

国の制度の中で対応することとし、町独自の措置は考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答（福祉課）

国の制度の中で対応することとし、町独自の措置は考えておりません。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

回答（福祉課）

パブリックコメント制度により、広く住民意見を募ります。

#### 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

回答（健康課）

特定健診、歯周疾患検診は無料。がん検診は自己負担金をいただいています。

特定健診は6～8月、がん検診は通年、歯周疾患検診は9、10月に実施しています。

特定健診は個別健診と集団健診、がん検診は集団検診、歯周疾患検診は個別検診で実施しています。現行でご理解ください。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

回答（健康課）

歯周疾患検診は、40、50、60、70歳の方を対象に年1回無料で実施しています。

#### 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

回答（税務課）

法令を遵守する予定です。

### 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

回答（住民課）

国の動向を注視し、意見書等は考えておりません。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

回答（住民課）

現行制度で実施し、意見書等は考えておりません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回答（福祉課）

市町村レベルの話ではありません。国にお願いします。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡

充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

回答（住民課）

現行制度で実施し、意見書等は考えておりません。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答

回答なし

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

回答

回答なし

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

回答（企画政策課）

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を十分注視し、関係団体等と連携を図りながら、必要な要望をしてまいります。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

回答（企画政策課）

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を十分注視し、関係団体等と連携を図りながら、必要な要望をしてまいります。

以上